

# 大 槌 商 工 会

## 令和 3 年度会報 No. 6

上閉伊郡大槌町新町 38-1  
TEL:0193-42-2536  
FAX:0193-42-3424  
[www.shokokai.com/otsuchi/](http://www.shokokai.com/otsuchi/)

発行日:令和 4 年 2 月 9 日

### 確定申告はお早めに

#### 申告および納税期限

所得 税 等 : 令和 4 年 3 月 15 日(火)

個人事業者の消費税等 : 令和 4 年 3 月 31 日(木)

大槌商工会「決算個別指導会」のご予約は 2 月 25 日(金)、受付は 3 月 7 日(月)までです。  
以降はご自身で申告いただくこととなりますので、希望する事業者は予めご予約下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方は期限の延長を申し出ることができます。

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年分確定申告について、[新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和 4 年 4 月 15 日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申し出ることができるようになりました。](#)

【一例】詳しくは国税庁のHPでご確認ください

書面での提出の場合	<p>【所得税申告書の記載例】</p> 
e-tax での提出の場合	<p>《パソコン》</p>  <p>《スマートフォン》</p> 

新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方の、簡易的な方法による[延長の場合は、申告書提出日が納付期限になります。](#)そのため、申告書は納付が可能となった時点で提出しましょう。

中小法人・個人事業者のための

# 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

対象

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少している中小法人、個人事業主
- ② 2021年11月～2022年3月の1か月(A)の売上が、2018年～2021年の同じ月(B)と比べて、3割以上減少している

給付額

「(B)を含む期間の売上合計」 - 「(A)の売上×5か月」 = 給付額 ※上限あり

↓  
2018年11月～2019年3月  
2019年11月～2020年3月  
2020年11月～2021年3月  
のいずれか

給付上限

売上減少率	個人	法人 (B)を含む年度の年間売上		
		1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

誤って申請することがないように、ご確認ください。新型コロナウイルス感染症の影響とは？

以下のいずれかの影響で売上が減少している

裏付けとなる書類の追加提出を求められる場合があります

○ 給付対象です

① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※個人消費の機会の減少につながるもの



② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止



③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少



⑥ 顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたこと



⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの



⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



× 給付対象になりません

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく売上が減少している



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



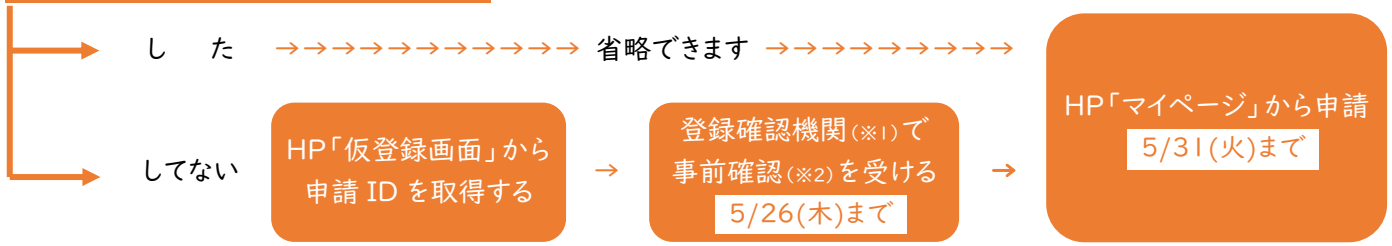
売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

## 申請の流れ

### 一時支援金 または 月次支援金を受給



#### 登録確認機関とは (※1)

以下より登録確認機関として登録されたものを指します。HPの「登録確認機関一覧」でお確かめ下さい。

1) 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた 税理士、中小企業診断士、行政書士 など
2) 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会 農協、漁協、商店街振興組合、金融機関 生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センター など
3) その他 税理士、会計士、行政書士、 中小企業診断士、青色申告会 など

「登録確認機関」と継続支援関係(※3)にある事業所は「事前確認」を一部簡略化できます。

#### 継続支援関係とは (※3)

- 上記2)の会員や組合員で、過去または今後1年以上継続している関係
- 上記1)3)の顧問先で過去または今後1年以上契約している関係
- 上記2)の事業性融資先
- 上記1)2)3)より2019年~2021年の間で毎年1回以上の支援を受けている関係

#### 事前確認とは (※2)

- 書類の有無や質疑応答による形式的な確認を行います。
- 「事前確認」は事業主または法人代表者が受けます。(法人代表者から委託されたものが行う場合は「委任状」が必要)

※「事前確認」は、マニュアルに基づき、書類の有無や「事業復活支援金」について正しく理解しているかの「確認」です。給付を決定する「審査」ではありません。

事前確認には申請者のID (HPの仮登録画面にて) が必要です

事前確認は必ず予約しましょう

#### 「事前確認」必要書類

- ①本人確認書類・履歴事項全部証明書(法人のみ)
- ②以下の期間を含む確定申告書の控え  
'18年11月~'19年3月 / '19年11月~'20年3月 / '20年11月~'21年3月
- ③2018年11月以降の帳簿書類
- ④2018年11月以降の取引が記録された通帳
- ⑤事業主または法人代表者が自署した「宣誓・同意書」  
(宣誓・同意書はHPからダウンロード)

「登録確認機関」と継続支援関係にある場合は⑤のみ用意

## 相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

 **0120-789-140**

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593**

受付時間 **8:30-19:00**  
(土日・祝日含む全日)

仮登録および申請はHPでのみ受付

### ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

申請に必要な書類等はHPでご確認ください。

## 新規会員紹介

株式会社ホテルさざなみ  
【宿泊業】大槌町赤浜

T Plaire (ティ プレール)  
【美容業】大槌町安渡  
黒澤 友恵 さん

阿部 設備  
【設備工事業】大槌町金沢  
阿部 大敬 (ひろたか) さん

株式会社ソーシャル・ネイチャー・ワークス  
【まちづくりに関わるコーディネート、コンサルト業】  
大槌町新港町

R4.1.27 現在

働くみんなに、  
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に  
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中 CHU 退 TAI 共 KYO  
小企業 退職金 共済制度

安全

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単  
納付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211